

浪速区 人権啓発だより じんけん

第 69 号

令和 8 (2026) 年 3 月

発行:浪速区役所市民協働課 (教育・学習支援)

〒556-8501 大阪市浪速区敷津東 1-4-20

TEL:06-6647-9743 FAX:06-6633-8270

編集協力:浪速区人権啓発推進協議会

「誰か」のこと じゃない。あなたの人権、みんなの人権  
いじめや体罰・虐待、同和問題 (部落差別)、インターネット上での誹謗中傷、障がいのあ  
る人・外国人・性的マイノリティに対する偏見・差別など、様々な人権課題が依然として存  
在しています。これらは、決して、自分以外の「誰かのこと」「自分には関係のないこと」  
ではありません。

人権問題を自分や自分の身近な人の問題として捉え、互いに尊重し、誰もが安心して自分ら  
しく生きることができる社会を目指しましょう。浪速区人権啓発推進協議会及び浪速区役  
所は「人権が尊重される社会」の実現に取り組んでいます。

人権を考える区民のつどい (映画上映会) 8 月

令和 7 年 8 月 9 日 (土) に、大阪祭典なにわ区民ホール (浪速区民センター) において、  
浪速区「人権を考える区民のつどい映画上映会」を開催いたしました。上映作品は、子ども  
をめぐる人権などを題材とした「52 ヘルツのクジラたち」を上映しました。本屋大賞受賞  
町田そのこさん原作小説を、杉咲花さん主演で映画化した作品で、児童虐待、家庭内 DV、  
トランスジェンダー、さまざまな人権課題をテーマとして、孤独の声に耳を傾け、寄り添い、  
共に生きていく姿を描いた、素敵な映画でした。

浪速区制 100 周年タイムカプセル 11 月

平成 11 (1999) 年に浪速公園に埋められた「平和や人権」への思いや願いが込められたタ  
イムカプセルの封入物を、ナニワ区民まつり、浪速区役所区民ギャラリー、なにわ人権展で  
のイベントにて、展示しました。

浪速区人権啓発推進協議会 ～人権尊重のまちづくりをめざして～

浪速区人権啓発推進協議会は、基本的人権の尊重を理念とする憲法の趣旨に沿い、区民の人  
権意識の確立と高揚を図り、人権尊重の明るいまちづくりを目的として、区内の各種団体な  
らびに官公署の代表等で構成された組織です。浪速区役所と連携しながら、区民のみなさん、  
区内各種団体のご協力をいただき、啓発活動、講演会研修会などを実施しています。また、  
地域の人権啓発の担い手である人権啓発推進員との啓発活動にも取り組んでいます。

浪速区人権啓発事業この一年の主な活動

「大阪市人権啓発推進員浪速区連絡会」の活動

浪速区には、22名の大阪市人権啓発推進員（市内の概ね各小学校区単位に設置）がおり、地域における人権啓発の推進と、人権相談への協力などの活動を行っています。市人権啓発推進員浪速区連絡会は、市・区及び区人権啓発推進協議会と連携し、研修会や街頭啓発活動など、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

憲法週間（5月）・人権週間（12月）

憲法週間（5月1日～7日）、人権週間（12月4日～10日）に合わせて区内関係機関・事業所および主要駅に啓発ポスターの配布、掲出をお願いしました。また、人権週間には、なんばパークスにおいて街頭啓発活動を実施するとともに、区役所庁舎前にはのぼりなども立て、広く人権の尊重を呼びかけました。

浪速区の各種イベントにおいても人権啓発コーナー、パネル展示、ぬりえコーナーなどで来場者に広く人権啓発を呼びかけました。

第41回なにわ人権展 ～未来を彩るすべての人が共に生きる社会～

今から43年前に、浪速区と大正区の境に架かる橋で差別落書き事件が発生しました。この事件をきっかけに、地域住民による人権啓発活動が活発化し、毎年開催される「人権展」へと発展しました。よりよい社会をめざす人々の願いが込められた取組です。今年度は浪速区が幹事区として、港区、西区、大正区の4区合同で主催し、『人権展』・『人・愛・ふれあいプラザ』協力者会議の協力を得て、人権展を開催しました。

地域ふれあいセミナー（研修会） 3月

令和8年3月9日（月）に大阪祭典なにわ区民ホール（浪速区民センター）において、地域ふれあいセミナーを実施し、同和問題をテーマに人権啓発動画による研修を行いました。

同和問題（部落差別）の解消に向けて

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお、日常生活の上で、様々な差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28（2016）年制定）

現在も同和問題（部落差別）が存在していることを確認しつつ、インターネットの普及により情報が拡散し差別がより深刻化している状況を踏まえ制定されました。

部落差別の解消に関する施策を講ずる国・地方公共団体の責務を規定し、相談体制の充実や人権教育・人権啓発に取り組むことが定められています。

同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題の解消に向け、人権啓発活動に取り組んでいくところですが、令和7年度には、大阪市内の業者がブログに同和問題に対する誤った認識に基づく記事を掲載するといった事象が発生し、また、本市職員が勤務時間中の公用車で同和問題に関する差別発言を行うという事象が発生しました。

今もなお、社会において偏見と差別意識が根強く存在することは明らかであり、また、人権が尊重される社会の実現に向け先頭に立って差別の根絶を牽引すべき立場にある本市職員が差別発言を行ったことは、決して看過できるものではなく、浪速区役所としても重く受け止めています。

あらゆる差別の撤廃と人権尊重のまちづくりをめざし、人権啓発・再発防止に努めるとともに、同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題を断固として解消・根絶する姿勢で取り組んでまいります。

大阪市人権啓発・相談センター

ひとりで悩んでいませんか？

大阪市にお住まいの方で、人権に関することでお悩み、お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。専門の相談員が対応します。

専門相談員による人権相談

TEL06-6532-7830

FAX06-6531-0666

相談時間

月から金 9時から 21時

日・祝 9時から 17時 30分

土曜日、年末年始（12月29日から1月3日）は休業

人権相談の受付は相談時間終了の30分前までです。

どのような落書きでも、放置していると新たな落書きを生み、そして人を傷つける落書きへと発展します。落書きのないまちをみんなの力でつくりましょう。

差別落書きや、落書きをしている人を発見したら、ただちに次の連絡先にご連絡ください。

連絡先 浪速区役所市民協働課

TEL06-6647-9743

FAX06-6633-8270